

(案の1)

実施要領

- 1 業務名 安佐北区内道路除草その他業務[その1](単価契約)
- 2 履行場所 安佐北区白木・高陽地区一円
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札に付する工種は、作業の実施が標準的である1号工(設計書のうち 工種・名称:1号工 除草工 機械除草(肩掛式) 飛石防護有り)とする。
この1号工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
 - (2) 他の工種については、落札した1号工種の単価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)と設計金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の比率(小数第6位以下切捨て)を他の工種の設計金額に乗じて算出し(1円未満切捨て)、100分の10に相当する額(1銭未満切捨て)を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 入札公告及び入札説明書
入札公告については、安佐北区委託業務等競争入札参加条件選定委員会事務処理要領第2条第2項により、安佐北区委託業務等競争入札参加条件選定委員会の審議を省略し、令和8年2月13日に公告予定とする。
- 6 契約の締結
落札者と別紙契約書のとおり委託契約を締結する。
- 7 契約保証金
予定総額(消費税及び地方消費税相当額を含む)の100分の10以上。
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 8 設計書の数量について
設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

仕 様 書

- 1 本仕様書は、安佐北区内道路除草その他業務[その1](単価契約)に適用するものである。
- 2 業務着手時には業務着手届、現場責任者届、実施計画書等を速やかに提出すること。
- 3 施行区域は、別添図面の区域とし、発注者からの指示書により実施するものとする。
指示書の交付を受けた時は、履行期限内に作業を完了させるものとする。
- 4 作業にあたっては、周辺の施設及び家屋等を破損させることのないよう十分注意すること。万一破損させた場合は、受注者の責任において誠実に対応し、補修等を行うこと。
また、必要に応じて交通誘導員、保安施設を配置し、一般交通に支障を及ぼさないよう十分な注意を払い実施すること。
- 5 除草・伐開は、繁茂している雑草、雑木を草刈機、その他の機具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。また、道路付属物や樹木等に絡みついた草、枯草についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 作業後は、刈り取った草や枯草、雑木を速やかに搬出処理すること。また、道路側溝等に落としたゴミも忘れず搬出処理すること。
- 7 私有地の除草、伐開に伴い発生した廃棄物については、所有者の了解を得て私有地に残置すること。
- 8 施行区域内にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、袋詰めにし、車や歩行者の通行に支障とならない場所に集め、発注者へ連絡すること。
- 9 刈り取った草や枯草、雑木は、広島市ごみ焼却工場へ搬入することとする。
なお、搬入基準を超えるものについては発注者と協議したうえで処分すること。
- 10 作業完了後は、速やかに所定の完了届に作業写真、作業面積計算書、処分伝票の写しを添えて提出し、検査を受けるものとする。
- 11 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 12 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

積算参考資料

(この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。)

提示項目	提示事項						
諸経費関係	<p>共通仮設費率・現場管理費率・一般管理費率は土木工事標準積算基準書に準じて設定している。その際の工種区分等は下記のとおりである。</p> <p>なお、土木工事標準積算基準書の記載事項については、「工事」「工事費」等を「業務」「業務費」等読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="432 730 1214 808"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>施行地域・業務場所区分</th> <th>その他補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>大都市(2)</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務の積算では、土木工事標準積算基準書(令和7年8月版)、令和7年12月単価及び公園共通代価表(令和7年12月単価版)を使用している。</p>	工種	施行地域・業務場所区分	その他補正	道路維持工事	大都市(2)	なし
工種	施行地域・業務場所区分	その他補正					
道路維持工事	大都市(2)	なし					
その他	<p>除草作業に伴う除草ごみの処分先は、最寄りの広島市焼却工場(片道運搬距離11.2km)を見込んでいるが、他の処分先への搬入を妨げるものではない。</p>						